

山梨県公報

号外第五十五号

平成十八年

九月二十九日

金 曜 日

目 次

条 例

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例(条例第五十号)(医務課)

- 1 入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準を定める厚生労働省告示の一部改正に伴い、保険診療に係る料金の算定の根拠として引用している告示の題名を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」から「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改めることとした。
- 2 この条例は、平成十八年十月一日から施行することとした。

条 例

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十号

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県営病院諸収入条例(昭和四十年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番